



研究会の紹介

EU法

担当 入稻福 智

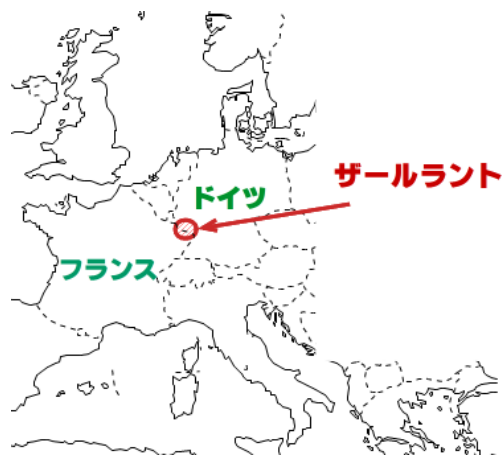
<http://eu-info.jp>
info@eu-info.jp

1. EU（欧州連合）とは

EU（European Union [欧州連合]）とは、28の加盟国で構成される国際機関です。多方面で力を発揮しているアメリカ合衆国に対抗するため、ヨーロッパの国々が結束し、作り上げた組織と捉えることも可能でしょう。しかし、EUは国ではありません。28の独立国家で構成される国際機関です。

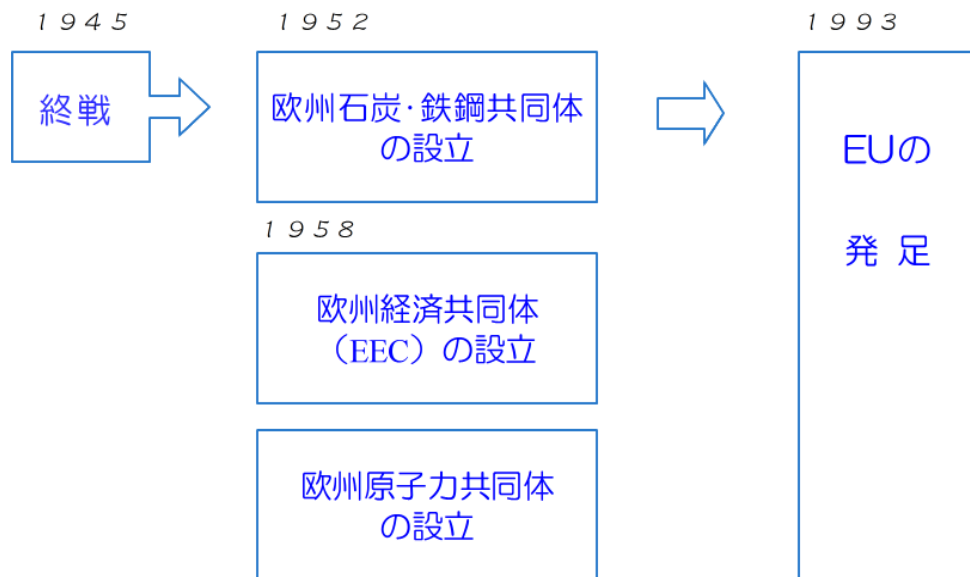
加盟国の例としては、人口の多い順に、ドイツ、フランス、イギリス、イタリア、スペイン、ポーランドを挙げることができます（6頁の地図参照）。

地理的に近いこともあり、これらの諸国間では、古来より人々の往来が活発に行われてきましたが、隣国への侵入・侵略という負の側面も持ち合わせていました。特に、ドイツとフランスは1800年代後半以降、度々、戦火を交えてきました。その結果、両国の国境沿いに位置し、石炭・鉄鋼業が盛んであったザールラントは、フランスの支配下に置かれてはドイツに復帰するという数奇な運命をたどりしました。



年代	戦争	勝戦国	戦争後の領土問題
1870～71年	普仏戦争	ドイツ	ドイツはアルザス・ロレーヌ地方を占領 第1次世界大戦でドイツが負けると、フランスに帰属
1914～1918年	第1次世界大戦	フランス	フランスはザールラントを支配 1935年、ドイツに復帰
1941年～1945年	第2次世界大戦	フランス	フランスはザールラントを支配 1957年、ドイツに復帰

第2次世界大戦後、ドイツとフランスを含む6ヶ国は、平和の実現には石炭・鉄鋼業を共同で管理することが重要であると悟り、**欧州石炭・鉄鋼共同体**を設立します。また、その成功を受け、1958年には、**欧州経済共同体（EEC）**と**欧州原子力共同体**を設けます。これらの共同体が土台となり、1993年に発足したのが**EU**です。



※EUの発足に伴い3つの共同体は消滅したわけではなく、存続し続けた。

EU 発足当時の加盟国数は15でした。また、そのほとんどは、いわゆる西側諸国でしたが、1989年に**東西冷戦**が終結すると、東側諸国がEU加盟を目指すようになります。それが実現した2004年、EUは25ヶ国体制に発展します（**EUの東方拡大**）。なお、EU加盟国は以下の原則を遵守しなければなりません。そのために必要な制度改革や法の整備が遅れたため、ブルガリアとルーマニアは2007年に、また、クロアチアは2013年になってEUに加盟します。

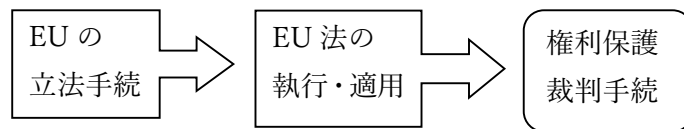
- ・人間の尊厳の尊重
- ・自由、平等
- ・民主主義
- ・法治国家
- ・少数派の権利を含めた人権の保護

2. 研究会（ゼミ）で学ぶこと

EU は、1993 年、全加盟国によって締結・批准された条約（EU 条約）に基づき設立されました。この条約は締結地にちなみ、**マーストリヒト条約**とも呼ばれますが、特に、EU 拡大に備えるために、度々改正されています。現行条約は**リスボン条約**に基づいています。

これらの条約は**国際法**ですが、EU にとっては**憲法**とも言えます。この特殊な憲法に基づき、EU は法令を次から次へと制定していますが、その重点は**公法**、特に、**行政法**の分野に置かれています。「国際法」「憲法」「行政法」の授業では、各法を個別に学びますが、「EU 法」では、それらを総合的に学びます。

別の観点から捉えるならば、法律は①どのように制定され、②どのように執行・適用され、また、③法の執行・適用によって権利を侵害された者はどのように救済されるかといった一連のシステムを学ぶことができる授業はありませんが、「EU 法」では、これらを総合的に学びます。確かに、EU 法に固有な特殊性もありますが、EU 法を学ぶことにより、我が国の法制度に関する理解度を深めることができるでしょう。



EU の法や政策によって権利を侵害された者は
どのようにして救済されるか？

今日、EU は様々な分野で活動し、法を制定していますが、その伝統的かつ最も重要な案件として、**人、商品、サービスの移動の自由化**を挙げることができます。つまり、ある加盟国から他の加盟国へ、人々は自由に移動して働いたり、自由に輸出入できるようにすることが EU の重要な政策課題の一つです。「EU 法」では、この政策分野に焦点を当て、学びます。

また、その前提ないし基礎知識として、第 2 次世界大戦後におけるヨーロッパの歴史やヨーロッパの文化について勉強します。

学生の希望に応じ、公務員採用試験の勉強も行います。

卒業論文の執筆、合宿の実施等については、受講生と相談し決定します。

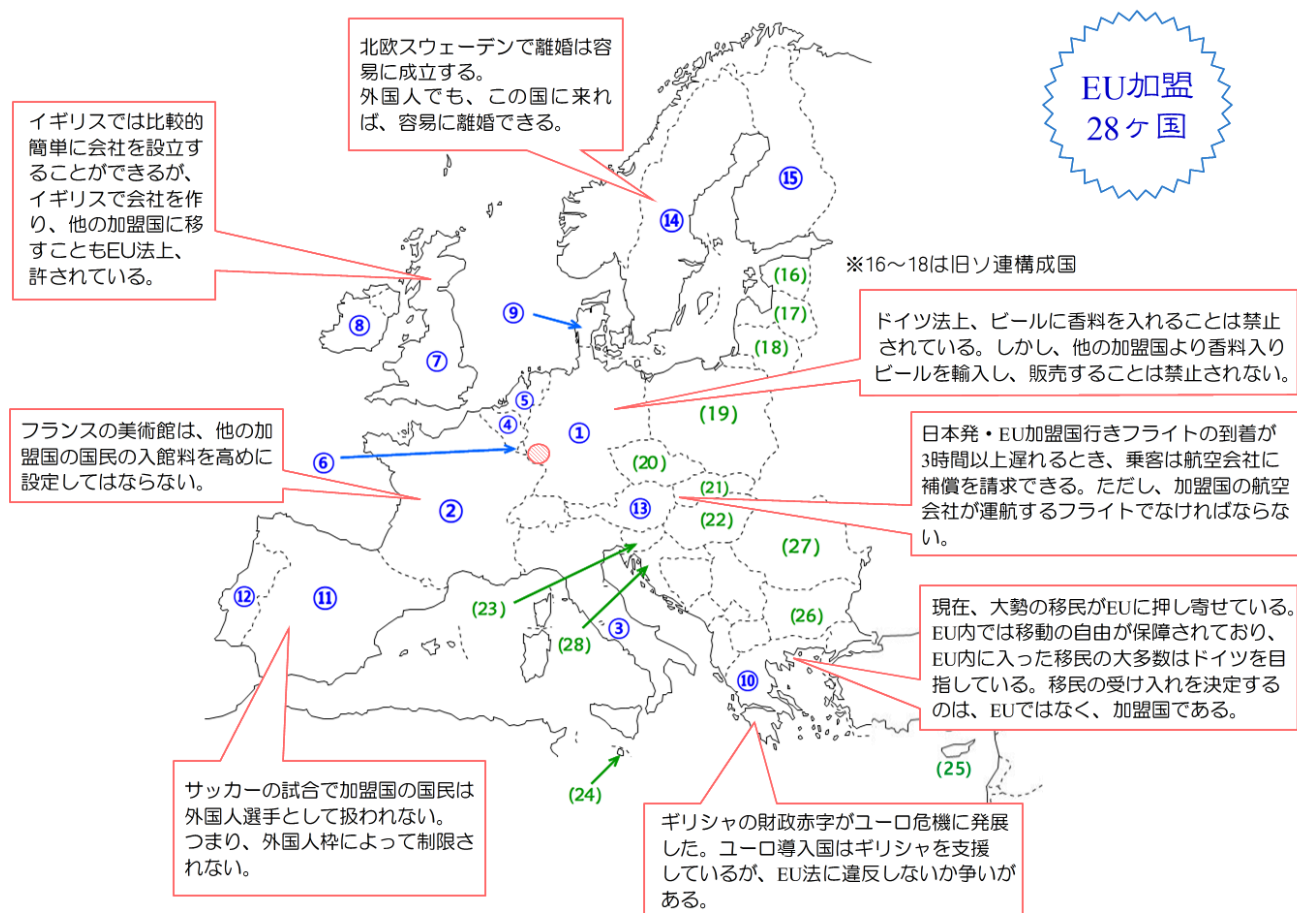
3. 履修上の注意

3・4年次の春学期、「EU法」の講義と研究会（ゼミ）が同時に行われます。詳細には、研究会は、講義の内容を踏まえて実施されます。研究会に参加する学生は、必ず、講義にも出席してください。

3・4年次の設置科目として、私はその他に「民事訴訟法」と「国際私法」を担当します。EUも独自の「民事訴訟法」と「国際私法」を制定していますが、授業ではそれらの点について触れますので、同時に履修すると良いでしょう。



「EU法」「民事訴訟法」「国際私法」の授業の詳細はホームページに掲載してありますので、参照してください。アドレスは eu-info.jp または ina7.net です（どちらからでも、同じページにアクセスできます）。



1952年7月	① ドイツ、② フランス、③ イタリア、④ ベルギー、⑤ オランダ
1958年1月	⑥ ルクセンブルクが3つの欧州共同体を設立
1973年1月	⑦ イギリス、⑧ アイルランド、⑨ デンマークが新規加盟
1981年1月	⑩ ギリシャが新規加盟
1986年6月	⑪ スペイン、⑫ ポルトガルが新規加盟
1989年	東西冷戦の終結
1995年1月	⑬ オーストリア、⑭ スウェーデン、⑮ フィンランドが新規加盟
2004年5月 東方拡大	(16) エストニア、(17) ラトビア、(18) リトアニア、(19) ポーランド (20) チェコ、(21) スロバキア、(22) ハンガリー、(23) スロベニア (24) マルタ、(25) キプロスが新規加盟
2007年1月	(26) ブルガリア、(27) ルーマニアが新規加盟
2013年7月	(28) クロアチアが新規加盟